「令和６年度イノベーション共創プラットフォーム事業運営等業務委託」
実施説明書

１　業務委託名
令和６年度イノベーション共創プラットフォーム事業運営等業務委託

２　業務内容
別紙１「仕様書」のとおり

３　委託期間
契約締結日から令和７年３月３１日

４　委託料（限度額）
９，６００，０００円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

５　業者選定方法
公募型プロポーザル方式

６　参加資格
次の要件の全てを満たしている者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿に記載されていること。

（３）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）本業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有している者であること。

７　実施スケジュール

内　容	時　期
公募開始	令和６年１２月　３日（火）
質問書提出期限	令和６年１２月１０日（火）１７時必着
質問書回答	令和６年１２月１２日（木）
参加意向書提出期限	令和６年１２月１７日（火）１７時必着
企画提案書等提出期限	令和６年１２月２２日（日）必着
プレゼンテーション審査の実施	令和６年１２月２６日（木）　※予定
審査結果の公表及び受託候補者特定	令和７年　１月上旬頃　※予定

８　説明会開催の有無

説明会は実施しない。

９　質問書

（１）提出方法

別紙２「質問書」に必要事項を記載し、「１６　問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）提出期限

令和６年１２月１０日（火）１７時必着

（３）質問書の回答

質問者を伏せて、令和６年１２月１２日（木）までに北九州市ホームページにて公開する。

１０　参加意向書

（１）提出方法

別紙３「参加意向書」に必要事項を記載し、「１６　問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に提出すること。

（２）提出期限

令和６年１２月１７日（火）１７時必着

（３）その他

期限内に参加意向書の提出がなかった場合、企画提案に参加できない。

１１　企画提案書等

（１）提出書類（すべてＰＤＦで提出）

①　企画提案書概要（別紙４）

②　企画提案書（様式任意：２０ページ以内）

原則として、Ａ４版・横書きとする。

③　見積書（様式任意）

（２）提出内容、提出方法

提出内容	数量	提出方法
①提案者名「有」　ＰＤＦデータ	一式	「１６　問い合わせ先」記載のメールアドレスにデータ送付
②提案者名「無」　ＰＤＦデータ	一式	

※「②提案者名「無」」データとは、提案者が判別できる社名、製品名、印、ロゴマーク等をマスキング（黒く塗りつぶし）したもの。

（３）提出期限

令和６年１２月２２日（日）必着

（４）その他

提出後の書類の修正や再提出は認めない。なお、期限内に企画提案書等の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

１２　プレゼンテーション審査会

（１）開催日時（予定）※応募者数が多い場合、複数回に分けての開催もあり得る。

令和６年１２月２６日（木）

（２）開催方法

現地（北九州市内）参加又はオンライン参加のいずれかを選択可能。

（３）審査方法

外部有識者及び本市職員で構成された審査委員会による審査を行う。各提案者からの説明後、審査委員より質疑応答を行う（説明：１０分、質疑応答：１０分）。

（４）審査項目

下記①～⑤の内容について、審査委員１名あたり１００点満点で審査を行う。

①　業務目的の理解度及び業務目的達成に向けた取組内容・運営方針　**【配点：　２０点】**

②　仕様書に記載された業務内容に係る具体的な取組　**【配点：計５０点】**

（ア）「イノベーション共創プラットフォーム」構築・運営における企画及び運営等　＜配点：３０点＞

（イ）行政職員、地域企業向けセミナー等の開催における企画及び運営等　＜配点：２０点＞

③　運営体制の充実度及び同種・類似業務の実績　**【配点：　１０点】**

④　価格　**【配点：　１０点】**

⑤　上記以外の、独自の提案内容の有無とその有効性　**【配点：　１０点】**

（５）その他

①　現地（北九州市内）の会場は、別途本市が指定する。

②　説明者は、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。

③　説明者は、参加方法を問わず、企画提案書の電子データが入ったパソコンからＺｏｏｍに接続し、資料共有を行った上で説明することを予定している。
（その場合のＺｏｏｍのＵＲＬ等は別途案内する）

１３　審査結果

（１）審査結果の公表及び通知

令和７年１月上旬（予定）までに、北九州市のホームページにて公開するとともに書面により通知する。

（２）公表に関する事項

次の事項を公表する。

①　受託候補者の商号又は名称

②　提案者数

③　提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果

④　審査委員会の委員の氏名及び職名（職業）

⑤　審査委員会における主な意見

⑥　市の主な特定理由

１４　受託候補者の特定及び契約締結

（１）審査の結果、受託候補者に特定された者は、市と業務内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合は、随意契約による契約の締結を行う。なお、協議の際、提案内容の一部を変更する場合がある。

（２）受託候補者に特定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな候補者を決定の上、その者と協議が整った場合は契約を締結する。

（３）契約締結後の再委託は原則として認めない。

（４）契約保証金は契約額の１００分の５の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２５号）第２５条第７項第１号又は第３号に該当する場合は免除する。

（５）その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則等の関係規程の定めに従い処理する。

１５　その他

（１）予算その他本市の事情により、本公募手続又は本手続により行うこととなった本業務委託の企画提案を中止する場合がある。

（２）本企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。

（３）企画提案書の提出後に、企画提案の参加資格を有しないことや虚偽の内容が記載されていたこと等が判明した場合、その提案は無効とする。

（４）提出された書類等は返却しない。

１６　問い合わせ先

北九州市産業経済局スタートアップ推進課
担当：瀬下（せした）、吉田
電話番号：０９３－５８２－２５９０
メールアドレス：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp